

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 3 8 号

安城市税条例施行規則の一部を改正する規則

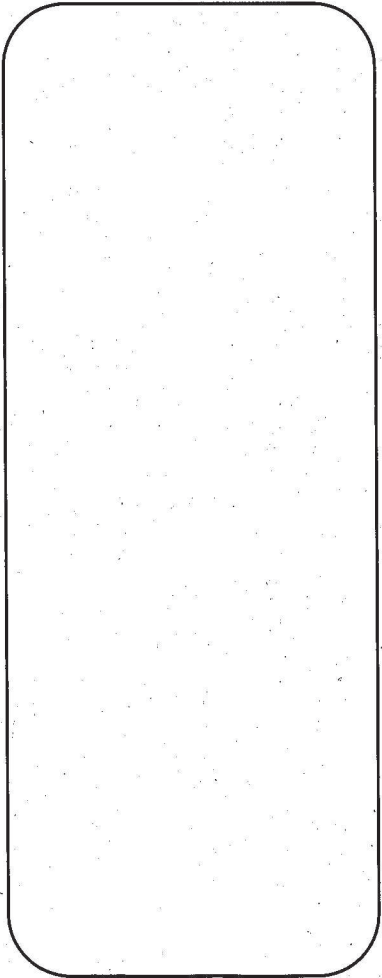
安城市税条例施行規則（昭和 4 4 年安城市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 2 を次のように改める。

あなたの市民税・県民税、森林環境税を
本書のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日
愛知県安城市長

印



この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができ、この処分の取消しを求め訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができず、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することになります。

問合せ先	
------	--

年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書 (単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所

--

通知書番号

年税額	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額
(新規)			

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

(納期限)					
(新規)					
(充当額)					
(差引)					
▼一括で納めていただく場合 *一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。				納期限	差引納付額
				納付額	前納報奨金

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	
--------------	--

▼今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される金額

(新規)	
------	--

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	
--------------	--

第 4 片

安城市 納付書 (納入済通知書)

年度 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市 会計管理者	口座記号番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	年度	納期限	納付区分

安城市
納付書(原符)

年度 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

安城市 領収証書

年度 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

税額	円	延滞金	円	合計金額	円
督促手数料	円	合計金額	円	領収日付印	
<p>コンビニ収納用</p> <p>(ご注意) バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニ収納、コンストアでは納付できません。</p>					
納税義務者名	指定期限		バーコード 使用期限		

安城市保管・コンビニ本部控

領収日付印

金融機関保管・コンビニ店留控

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

備考

- 第 1 片の裏面には賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、税率等を、第 2 片の裏面には各種控除等を、第 3 片の裏面には市県民税・県民税の計算方法、所得控除額等を、第 4 片の裏面には納付場所等を記載する。
- 公的年金からの特別徴収及び口座徴収及び口座振替に係る様式は、この様式に所要の調整をして作成することができる。

あなたの市民税・県民税、森林環境税を
本書のとおり変更しましたので通知します。

年 月 日
愛知県安城市長



お問合せ先

なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額の変更通知書

(単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所

通知書番号

金融機関名 (支店名) 口座番号 振替方法 (口座名義人)

Table with columns: 年税額, 給与特徴税額, 年金特徴税額, 差引普通徴収税額. Rows: 変更前, 変更後(新規)

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

Table with columns: 納期限, 納付額, 前納報奨金, 差引納付額. Rows: 変更前, 変更後(新規), 充当額, 納付済, 差引

▼一括で納めていただく場合

*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

Table for special collection of public pensions with columns for pension type, payer name, and amount.

▼今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

Table for special collection of public pensions for the following year with columns for amount and month.

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書

(単位：円)

▼所得金額等

Table for income amounts including public pension income, total income, and excess loss.

▼所得控除額

Table for income tax allowances including total deduction.

▼扶養親族・特親該当区分

▼本人該当区分

Table for dependent and taxpayer status with columns for spouse, elderly, etc.

Main tax calculation table including tax amount, income tax, and forest environment tax.

▼課税標準額

Table for tax standard amounts.

第2片

安城市 納付書 (納入済通知書)

年度 (年度分) 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市 会計管理者	口座記号番号	合計金額	円
取納機関番号	納付番号	納付番号	確認番号	納付区分
納期限	通知書番号	年度	納期限	期別

安城市

納付書(原符)

年度 (年度分) 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	



安城市 領収証書

下記のとおり領収しました。

年度 (年度分) 市県民税・森林環境税

加入者名	安城市会計管理者
口座記号番号	
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

税額	円	延滞金	円	合計金額	円
督促手数料	円	合計金額	円	領収日付印	
<p>コンビニ収納用</p> <p>(ご注意) バーコードがないもの、あっても読取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニ収納、コンストアでは納付できません。</p>					
納税義務者名	指定期限		バーコード	使用期限	

安城市保管・コンビニ本部控

領収日付印

金融機関保管・コンビニ店副控

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

備考 第1片の裏面には賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期、納期限までに税金を納付しなかった場合に於いて執られるべき措置等を、第2片の裏面には納付場所等を記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。